

# 小川富也税理士事務所だより



**ネットで採用面接  
Uターン学生を対象**

運輸業のE社は、Uターン学生などを対象にインターネットを使って直接を導入する。地元に帰る交通費や来社にかかる時間など応募者の負担を軽くすることで、志望者を増やしたい考えだ。パソコンやスマートフォンを使って応募者、面接官の双方

**運動会を18年ぶりに復活  
交流を増やし一体感強める**

アパレルメーカーのO社は、社員や家族が参加する運動会を18年ぶりに復活した。地元に帰る交通費や来社にかかる時間など応募者の負担を軽くすることで、志望者を増やしたいと考えだ。

方がインターネット上の「仮想面接ルーム」に入室し、画像と音声で面接する。

これまでエントリーシートを提出したもの、交通費や

日程の都合で面接に来れない

学生も多かったことから「ネット面接」を導入することを決めた。就職活動は他企業と日程が重なる場合もあり、ネット面接により志望者を増やし、優秀な人材の確保をつなげる方針だ。

しかし、社内の連絡手段がメールが一般的となり、対面でのコミュニケーションの大切さが認識され始めたことで、運動会復活の機運が高まつた。運動会では販売員からデザイナー、営業担当者、商品開発までほとんどの部署から社員とその家族が参加した。

また、I社は10時間以上の休息を確保するため、休息が確保できる勤務表しか作成できないシステムに変更した。ただ、インターネットは翌日の出勤時間を遅らせるだけで残業の削減にはつながりにくいという面もあり、ノー残業デーの実施など様々な制度との組み合わせが必要とみられる。

最後に運動会は開かれなくなった。

業しても翌朝の出勤時間を遅らせるなどして9時間以上休息するよう義務づけ、同時に午後10時以降の残業を原則禁止とした。

また、29年度の一般会計の歳入は税収と税外収入が6割強を占める。残りは国債を発行して不足分の財源を賄う。歳出は医療費などの社会保障費が3割強を占め、次いで国債の利払い費など国債費が約25%を占めている。

国の歳出入の管理では、一般会計とは別に特定の事業や資金を管理する「特別会計」もある。

編集発行人  
税理士・行政書士  
**小川富也**  
〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

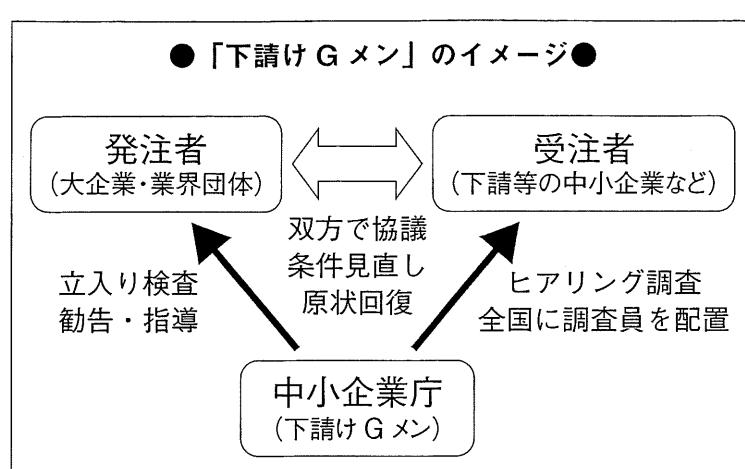
**退社から出社までの時間  
一定時間の確保を義務付け**

退社時刻から翌日の出社時刻まで一定時間を確保する企業が増加している。

よい」と話している。

## 一般会計





中小企業庁は、大手企業が優越的な地位を乱用して下請け企業の経営を圧迫する違反行為を防ぐため、「下請けGメン」を発足させました。大企業と下請けの取引をめぐっては、一方的な代金の減額などが問題となっています。そこで今回は、「下請けGメン」の概要と、下請法の違反行為について取り上げます。

取引先に「先日納品してもらった商品の代金を減額してほしい」「この商品を購入する代わりに、うちの棚卸しを無料で手伝ってほしい」などと言われるケースがあるかもしれません。要求に応じない場合は、「もう取引をしない」と言われたら、どんなに厳しい条件であっても、受け入れざるを得ない状況に追い込まれてしまします。そんな不当な要求から下請事業者を守るのが下請法（下請代金支払遅延等防止法）です。中小企業庁と公正取引委員会は、平成27年度に下請法に違反する行為として勧告や指導を行ったのは6939件に上っており、ここ数年、増加傾向にあります。そこで中小企業庁は、今年からおよそ50人の「下請けGメン」を発足さ



## 法律 「下請けGメン」が監視を強化

### 中小企業庁が監視を強化

せ、全国各地の中小企業1000社以上に派遣します。大手企業から一方的に支払い代金を減額されたり、製造コストを無理に引き下げられたりすることがないかなど聞き取り調査。違反が認められた場合、親事業者に勧告・指導を行うほか、企業名や違反の内容などを世間に公表します。

#### ■下請法による禁止行為■

##### ①受領の拒否

納品された物品が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品の受領を拒んではならない。

##### ②支払の遅延

支払期日の経過後に支払つてはならない。物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定めなければならぬ。

##### ③下請代金の減額

下請代金を理由なく減額してはならない。宣伝費、販売促進費等を下請代金から減額したり、下請代金の端数を切り捨てたりしてはならない。

##### ④返品

物品の受領後、取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等により生じた不要品を引き取らせてはならない。

##### ⑤買い叩き

下請代金の額を、同種類の給付の

通常の対価に比べて著しく低く定めではない。

##### ⑥強制的購入・強制的利用

自社製品、手持ち余剰材料その他自己の指定する商品等を下請事業者に強制して購入させてはならない。

##### ⑦報復措置

公正取引委員会などに報告したことを理由に、下請け業者に不利な取り扱いをしてはならない。

##### ⑧原材料などの代金の早期決済

原材料等を有償で給付する際、その支払いを、下請代金の支払期日よりも早い時期に設定するなどにより、下請業者の利益を不适当に害してはならない。

##### ⑨割引困難な手形の交付

一般金融機関で割り引き困難な手形で下請代金を支払つてはならない。

##### ⑩不當な経済上の利益の提供の要請

自己のために金銭、役務を提供させて下請業者の利益を不适当に害してはならない。

##### ⑪不當な経済上の利益の提供の要請

また、親事業者は発注の内容、代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面を交付する義務があります。下請法違反は下請事業者の保護のために役立つ一方、親事業者にとっては企業の信頼を大きく損ねるリスクがあり、双方が十分な知識を持つことが大切です。





## ◆平成29年度税制改正大綱◆ 中小の固定資産税の特例拡充

対象に器具備品等を追加

平成29年度税制改正で注目される  
いる改正の一つが、中小企業の固定  
資産税の特例の拡充です。拡充の内  
容は、製造業だけでなく、労働生産  
性が低いサービス業（商店・飲食店・  
介護事業者等）の生産性向上を促す  
ため、現在対象となっている機械装  
置に加え、一定の器具備品・建物附  
属設備を追加するというものです。

■ 地域・業種を限定して支援  
今回の拡充により、これまで機械  
装置だけだった対象設備に一定の器  
具備品等が追加されます。

ただし、追加設備が適用対象とな  
る地域・業種を、①最低賃金が全国  
平均未満の地域は全ての業種、②最  
低賃金が全国平均以上の地域は労働  
生産性が全国平均未満の業種に限定  
されます。（※機械装置については、  
引き続き全国・全業種対象）

現行の制度内容は、中小企業等經  
営強化法の認定を受けた中小企業者  
が、平成28年7月1日から平成31年  
3月31日までの間に取得した一定の  
要件を満たす新品の機械装置につい  
て、固定資産税の課税標準を3年間  
2分の1に軽減する特例措置です。  
一定の要件については、①販売開  
始から10年以内のもの、②旧モデル  
比で生産性（単位時間当たりの生産  
量、精度、エネルギー効率等）が年  
平均1%以上向上するもの、③1台  
または1基の取得価額が160万円  
以上の機械装置となっています。

例えば、平成28年度地域別最低賃  
金では、東京、神奈川、千葉、埼玉、  
愛知、大阪、京都の7都府県の最低  
賃金が全国平均（823円）以上の  
地域となっています。

また、総務省統計局の平成24年の  
経済センサスによると、一部の小売  
業（織物・衣服、飲食料品等）、宿  
泊業、飲食店、理美容、自動車整備  
業、そして、医療業、社会保険・福  
祉・介護業（東京を除く）などのサ  
ービス業については、労働生産性が  
全国平均未満となっています。

## 3月の税務と労務

### 一税務

★28年分所得税の確定申告  
申告期間…2月16日から3月15日まで  
納期限…3月15日

★所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日

★28年分所得税の総収入金額報告書の提出  
提出期限…3月15日 延納期限…5月31日

★確定申告税額の延納の届出書の提出

申請期限…3月15日 延納期限…5月31日

★個人の青色申告の承認申請

申請期限…3月15日（1月16日以後新規業務開始の場合  
は、その業務開始日から2か月以内）

★28年分贈与税の申告

申告期間…2月1日から3月15日まで

★個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の  
申告 申告期限…3月15日

★国外財産調査の提出…3月15日

★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…3月10日

★個人事業者の28年分の消費税・地方消費税の確定申告

申告期限…3月31日

★1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費  
税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…3月31日

★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（28年  
12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・  
地方消費税） 申告期限…3月31日

★法人・個人事業者（28年12月分及び29年1月分）の1月  
ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…3月31日

★7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・  
法人事業税・法人住民税）（半期分） 申告期限…3月31日

★消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人  
の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税） 申告期限…3月31日

★消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を  
除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2カ月  
分）（消費税・地方消費税） 申告期限…3月31日

### 一労務

★健保・厚保の保険料の納付 納期限…3月31日

## “身の丈経営”の強み

「身の丈経営」とは、持続的  
に成長することを第一に、堅実  
な経営を貫く経営スタイルとい  
えます。自らの力を引きまえ、  
新しい分野にチャレンジするこ  
とに消極的なイメージもあります  
が、実は創業百年以上の老舗  
企業の多くは、身の丈経営に徹  
してしています。▼「敵を知り、己  
を知れば、百戦危うからず」と  
は孫子の兵法ですが、これを経  
営を実践するためには、思い込  
みや願望、決めつけではない、  
客観的で合理的な事実に基づ  
いた冷静な判断が何よりも求め  
られます。

も危機に陥ることはない、とい  
うことできます。いわば、身の  
丈経営は、「負けないための絏  
営手法」ともいえます。▼短期  
間での事業拡大を求めるのでは  
なく、持続的に成長することに  
軸足をおいた身の丈経営は、自  
社の能力以上に無理や背伸びを  
せず、自らの強みを活かした絏  
営に徹することです。身の丈絏  
営を実践するためには、思い込  
みや願望、決めつけではない、  
客観的で合理的な事実に基づ  
いた冷静な判断が何よりも求め  
られます。